

CASE

10 クラブで外国人からドラッグを勧められた。使用している知人がおり興味もあるので今度誘われたら買ってしまおうかもしれない。

トラブルの事例

クラブに遊びにいくと、たまに外国人からMDMAを買わないかともちかけられます。いつも断るのですが、クラブの知り合いには実際に使用している人もおり、「一度くらいなら大丈夫」「臆病者だ」などと言われることも少なくありません。1錠4,000円ほどで買えない値段ではありませんし、作用もおだやかと聞いています。見た目もカラフルで何となくかっこいいので、今度誘われたら買ってしまいそうな気がします。(男子学生3年)

解決策

MDMAは現在急速に広まっている薬物で、「集中力が高まる」「やせられる」などの甘い言葉に誘惑されて使用してしまう若者が後を絶ちません。しかし、覚せい剤と同様非常に危険な麻薬で、強い精神的依存性が生じて錯乱状態となったり、身体的ダメージも計り知れません。また、使用した場合はもちろん、所持だけで7年以下の懲役刑が科せられる重罪です。この学生にもそれらの点を説明すると、絶対に手を出さないと約束してくれました。

若者は好奇心やファッション感覚で薬物に近づいてしまうことが多く、さほどの罪悪感も感じていません。しかし、薬物は身体、人格、信頼、人間関係など自身のすべてを破滅に導くことを説明し、いっさい興味をもたないよう強く指導してください。

POINT —●ここがポイント

大麻も「タバコより害がない」「外国では認められている」などの噂をうのみにして、気安く手を出す若者が多い。しかし、所持・譲渡・譲受した場合は5年以下の懲役となる。また、薬物入手したいがために強盗や殺人などの2次犯罪を引き起こす危険性も高まる。本人はもちろん、家族をも想像を絶する不幸に陥れることを強調しておきたい。

◆ 危ない脱法ドラッグ

脱法ドラッグとは、法律には抵触しないものの、多幸感、快感などを高めると称して販売されている薬剤を指します。麻薬や覚せい剤など法律で禁止する成分とは異なるため、「合法ドラッグ」とも呼ばれてきましたが、幻覚、妄想、興奮などの有害作用は麻薬と変わらず、犯罪に悪用されたり、乱用による死亡事故も招く危険な薬物です。

長らく対応する法律がなかったため、所持や摂取、売買は禁止されておらず、人体摂取の目的で販売した場合のみ薬事法違反とされてきました。しかし、東京都では2005年に「脱法ドラッグ条例」を制定して取締りに乗り出したほか、国もようやく法律改正を行い、「指定薬物」という新たな区分を設けました。これにより、販売・授与目的で脱法ドラッグを陳列した場合などには罰則が適用されます。「麻薬より安全」「みんなやってる」という誘い文句に乗らない強い意志、断る勇気をもたせましょう。

◆ 危険な名義貸し

名義貸しとは、他人に自分の名前を貸して、自分名義のカードやクレジットなどを契約する行為です。近年、「消費者金融の調査をしている。ローンカードを作って渡してくれるだけでアルバイト料10万円を支払う」などと言って若者に近づき、作らせたカードで多額の借入れをして逃げる詐欺事件が頻発しました。

名義を貸した人は詐欺については被害者ですが、名義を貸し、かつアルバイト料を受け取るという行為をした以上、債権者に対しては債務の返済義務を負うことになります。実際の事件では、返済不可能な債務を負う若者も多かったため、債権者との間で返済額について和解交渉が行われました。携帯電話の契約名義を貸したところ、電話会社から多額の料金を請求されて困っているという相談も多数寄せられています。たとえ親しい友人などであっても、名義貸しは絶対にしない・させないことが大切です。